

平成 23 年 3 月 4 日

独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業（専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価）の民間評価機関による事業実施に関する検討会議のための資料

1. 法科大学院認証評価実施の現状と課題

(1) ますます重要になる法科大学院認証評価の役割

「司法制度改革審議会意見書」で示された法曹養成制度の理念は、多くの法科大学院におおむね浸透していると考えられる。しかし、一部の法科大学院では、

- ・ この理念及び関連法令に対する十分な理解が得られていない。
- ・ 制度上予定されていた司法試験の合格状況が達成されていないこともあり、司法試験の合格状況に傾斜した教育を行っている場合がある。

また、その他、主な問題として、以下のような点もある。

- ・ 社会人等、多様な学生を受け入れることが困難な状況になりつつあるだけでなく、定員充足そのものも困難な法科大学院がある。
- ・ 科目内容の構成等が適切でない、厳格な成績評価が実施できていない、適切な専任教員を配置していない、あるいは配置できない法科大学院がある。

法曹養成にとって重要な役割を持つ法科大学院の質の維持及び向上は、今後とも、より一層求められる。したがって、法科大学院院認証評価の役割はますます重要になると考えられる。

今後の課題としては、以下の点が考えられる。

- ① 5年に一度の認証評価では、法科大学院の点検・評価実施年度及び評価実施年度の2年間は質を保証できる。しかし、その余の3年間は、教育課程又は教員組織の重要な変更届により一定の質保証は可能であるとしても、質保証の面では懸念が残る。この点に対して、本協会では、法科大学院認証評価において「適合認定」をした法科大学院に対して、認証評価において指摘した事項に対する改善報告書の提出を求めている。本協会では、この検証をも行い、その結果を当該法科大学院に通知することにより、評価後のアフター・ケアについても努めている。

- ② 法科大学院にとっては、認証評価のみならず、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の改善状況調査等が実施され、改善・改革が進む面はあるが、これらに対応するための負担は大きい。
- ③ 認証評価機関においては、各法科大学院の認証評価申請が、5年間のうち3年間、特に2年目に集中する傾向があり、効率的かつ効果的な認証評価が難しくなっている。

(2) 各評価機関の効率的かつ効果的な認証評価の実施及び各法科大学院への公的支援

認証評価は、多くの関係者によって支えられ、実施されている。また、各評価機関では、多くの経費をかけて認証評価を実施・運営している。したがって、今後は、各評価機関及び各法科大学院にとって、より効率的かつ効果的な認証評価制度が求められる。

さらに、各法科大学院に対する公的な経費支援、あるいは、各法科大学院が出捐する各評価機関の評価手数料の見直しが必要である。特に、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第3条第2項によって、各評価機関には、認証評価を実施して以降、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合、必要な対応が求められているが、現時点では、これに要する経費等の負担は公的に考慮されていない。

2. 法科大学院認証評価から、大学評価・学位授与機構が撤退した場合に考えられる影響

(1) 多様な評価機関の存在

本来、認証評価制度は、関係法令の遵守状況の評価を行うことは固より、これに加えて、各評価機関が設定した評価基準の独自性が尊重されている。この後者の観点から明らかなように、多様な評価機関が存在すること自体に意義がある。この点は、申請する大学にとっても有益であり、1機関が撤退すれば、当然のことながら、この多様性が失われることになる。

(2) 各評価機関の評価実施体制に向けた拡充

第1サイクルでの各評価機関の法科大学院認証評価の申請状況は、以下のとおりである。

	日弁連法務 研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準 協会	合計
平成18年度	2(0)	—	—	2(0)
平成19年度	11(1)	9(4)	2(0)	22(5)
平成20年度	14(6)	16(2)	14(9)	44(17)
平成21年度	1(0)	3(1)	2(1)	7(2)
合計	28(7)	28(7)	18(10)	74(24)

※ () 数字は、不適合とされた法科大学院の数

※京都産業大学は、平成20年度及び平成21年度に受審。

かりに、大学評価・学位授与機構が撤退し、残る2機関にほぼ同数の申請があるとするならば、各36校程度を担当することになる。本協会では、こうした状況への対応は十分可能である。

しかし、第1サイクルでの法科大学院認証評価の申請状況を踏まえると、認証評価の申請が1つの年度に偏ること等が想定され、効率的かつ効果的な認証評価の実施が非常に困難であると考えられる。また、認証評価において「不適合」となった場合、本協会及び大学評価・学位授与機構においては追評価、日弁連法務研究財団においては再評価を実施しており、これらの制度への対応も一段と厳しくなると考えられる。

したがって、2機関により法科大学院認証評価を実施すると仮定すると、認証評価制度を永続的かつ安定的な制度とするためにも、少なくとも以下の点は重要である。

- ・ 認証評価の申請数が各評価機関へ分散すること
- ・ 毎年度平均的に各評価機関へ申請数が分散すること

以 上